

日本労働年鑑 第54集 1984年版  
The Labour Year Book of Japan 1984

第二部 労働運動

V 合理化反対闘争

5 労働時間短縮闘争

春闘共闘の機構変更と総評時短共闘会議の設置

八三年春闘共闘会議は、機構運営を変更し、年間共闘として実績を上げてきた時短共闘会議、最賃対策委員会など課題別共闘を廃止し、雇用・労災職業病、最賃、時短など労働条件向上にかかわる諸課題を統合して「労働条件対策委員会」を新たに設置した。春闘共闘時短共闘会議は、この決定に先立って、八二年一〇月に第五回年次拡大総会を開催し、年間方針、新役員の決定をおこなったが、この機構変更により、労働条件対策委員会に活動方針、要求基準、重点課題を含めて移行することとし、同委員会にその確認を求めて了承を受けた。

他方、従来の実績をふまえて運動を発展させるために、総評に時短共闘会議を新たに設け、時短闘争の企画や運動の組織化をはかることとなった。なお、この新たな組織には中連、純中立関係の単産の出席、討論をおこなえるよう配慮し、必要な調査活動なども提携しておこなえるようにした。

三六協定の適正化と時間外労働上限設定の施行

一九八三年一月一日より、三六協定の上限目安設定を中心とした「三六協定適正化の指針」および三六協定届出様式の変更が施行された。労働省は八二年六月三〇日付をもって、「労働基準法第三六条の協定において定められる一日を超える一定の期間についての延長することができる時間に関する指針」について大臣告示をおこない、八月三〇日付の基準局長通達(基発第五六九号)で「指針」の具体化を提示した。「指針」および基準局長通達は、「法第三六条は時間外労働を無制限に認める主旨ではない」と強調したうえで、一定期間あたりの時間外労働の限度を、三六協定の協定事項および届出事項として義務づけるとともに時間外労働の限度として具体的な目安をはじめて明らかにした。

時短共闘会議は、労働省が「指針」の整備をおこなっている段階で、時短共闘会議での問題点の討議と、それにもとづく労働省交渉(八二・六・八)、公聴会への出席などをつうじ、「指針案」の改善を求めた。

金融機関の第二土曜休業実現

八年ごしにわたり運動をつづけてきた金融機関の土曜休日制が、ようやくその一步をふみだすことになった。すなわち、金融機関と郵便局、農協を含めた月一回第二土曜日休業を八三年八月から実施することが、五月一〇日の閣議で、政令として公布されることになった。こうして、完全週休二日制へ向かって、画期的な一步をふみだすこととなった点で、その意義は大きい。

金融機関の土曜休業は、この政令施行により、「社会一般の休日」として、すべての国民に影響

することになる。すなわち、民法一四二条、商法五二〇条、手形法、小切手法における休日規定にも適用され、毎月第二土曜は、社会の休日として、金融取引に法定化されることを意味している。したがって、日本の社会に週休二日制を定着させる第一歩として、画期的な意味をもつ。八三年八月一三日が、その最初の日として記念すべき日である。

## 公務員の年休制度改訂の動向とその対策

八三年二月二五日、人事院は公務員共闘時短共闘委員会との交渉で、現行の休暇制度を大幅に見直す基本構想を提示した。構想の骨子は、現在明確な根拠法規もなく、制度上も一貫していない現状を全面的に見直して、「休暇法」を制定したいというものである。「休暇法」のポイントは、年次有給休暇を「請求権」と考えること、年休日数を現行の一律二〇日から初年度一二日に削減すること、これとひきかえに、従前から公務員共闘が要求していた夏季休暇三日、結婚休暇五日を新設するなどとなっている。

公務員共闘は、「夏休、結婚休暇と年休をひきかえるわけにはいかない。当面は人勧盛り込みを阻止するために対政府、人事院交渉を強めるとともに、署名運動やハガキ戦術などを組織すること」と決定した。年休制度の改訂は、民間労働者にも影響を与えることが予測されるので、このたたかいは民間を含む全体の運動に広げる努力をすることもあわせて決定した。

時短共闘会議は、公務員の年休制度改悪が全産業の労働時間短縮闘争に与える影響が大きいとの判断にもとづいて、五月一四日、第二回総評時短共闘会議をひらいて対応策を協議した。この結果、時短共闘内に「休暇法特別対策委員会」を設置して、団体署名、法律家のアピール、シンポジウム、対労働省交渉などを組織するなど、全面的にとりくむことを決定した。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---